

新潟市職員の俸給の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年12月27日

新潟市人事委員会委員長

平石直樹

新潟市人事委員会規則第6号

新潟市職員の俸給の調整額に関する規則の一部を改正する規則

新潟市職員の俸給の調整額に関する規則（平成19年新潟市人事委員会規則第30号）

の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第2条関係）

勤務箇所	職員	職務の級	調整基本額
児童相談所	児童の一時保護の業務に直接従事することを本務とする児童指導員及び保育士（管理職手当の支給を受けるものを除く。）	1級	7,800円
		2級	9,300円
		3級	9,700円
		4級	10,600円
		5級	11,200円
		6級	12,100円
食肉衛生検査所	と畜場法第10条に規定する獣畜のと殺又は解体の検査に従事すると畜検査員（獣医師に限る。）	1級	6,200円
		2級	8,000円
		3級	9,100円
		4級	9,700円

		5級	10,500円
		6級	11,300円
		7級	12,200円
		8級	13,800円
特別支援学校、 高等学校及び中 等教育学校	教育職俸給表の適用を 受ける職員（特別支援 学校に勤務する職員に 限る。）又は学校教育 法施行規則第140条 に定める特別の教育課 程による指導に直接従 事することを本務とす る職員	1級	9,000円。ただし、1号 俸8,995円
		2級	11,100円。ただし、1 号俸11,083円
		特2級	11,500円
		3級	12,200円
		4級	13,100円
小学校及び中学 校	学校教育法第81条に 定める特別支援学級を 担当し、特別支援教育 に直接従事すること、 又は、学校教育法施行 規則第140条に定め る特別の教育課程によ る指導に直接従事す ることを本務とする職員	1級	8,400円
		2級	11,000円。ただし、1 号俸9,931円、2号俸1 0,039円、3号俸10,1 47円、4号俸10,255 円、5号俸10,363円、 6号俸10,471円、7号 俸10,579円、8号俸1 0,687円、9号俸10,7

			95円、10号俸10,867円、11号俸10,939円
		特2級	11,300円
		3級	11,800円
		4級	12,700円

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の新潟市職員の俸給の調整額に関する規則の規定は、令和6年4月1日から適用する。